

新旧対照表

○千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則

新	旧
<p>(許可の申請)</p> <p>第四条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 条例第十一条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</p> <p>二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからイまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式之二）</p> <p>三 申請者が条例第十二条第一項第一号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（条例第十二条第一項第一号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）</p> <p>四 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</p> <p>五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</p> <p>六 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</p> <p>七 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>八 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>九 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>十 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>十一 特定事業区域の土地の公図の写し</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第四条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 条例第十一条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</p> <p>二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからイまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式之二）</p> <p>三 申請者が条例第十二条第一項第一号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（条例第十二条第一項第一号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）</p> <p>四 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</p> <p>五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</p> <p>六 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</p> <p>七 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>八 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>九 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>十 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>十一 特定事業区域の土地の公図の写し</p>

新	旧
<p>十二 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第七項第二号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式。計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り。以下同じ。）</p>	<p>十二 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第七項第二号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式。計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り。以下同じ。）</p>
<p>十三 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p>	<p>十三 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p>
<p>十四 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p>	<p>十四 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p>
<p>十五 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十一年政令第十六号）第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図</p>	<p>十五 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図</p>
<p>十六 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p>	<p>十六 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p>
<p>十七 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p>	<p>十七 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p>
<p>十八 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p>	<p>十八 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p>
<p>十九 現場責任者であることを証する書面</p>	<p>十九 現場責任者であることを証する書面</p>
<p>二十 前条第一項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書</p>	<p>二十 前条第一項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書</p>
<p>二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>	<p>二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>
<p>3 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>3 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p>一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）</p>	<p>一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）</p>
<p>二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p>	<p>二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p>
<p>三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p>	<p>三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p>

新	旧
<p>四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>4 条例第十一条第二項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第五号様式）とする。</p> <p>5 条例第十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第二項第一号から第六号までに掲げる書類</p> <p>二 第二項第七号、第十号、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる書類及び図面</p> <p>三 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図</p> <p>四 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第二項第十二号に掲げる書類及び図面</p> <p>五 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>六 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>七 前条第一項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書</p> <p>八 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>6 条例第十一条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）</p> <p>二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p> <p>三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p> <p>四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>五 特定事業の期間</p> <p>7 第二項第十二号及び第五項第四号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>一 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ</p>	<p>四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>4 条例第十一条第二項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第五号様式）とする。</p> <p>5 条例第十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第二項第一号から第六号までに掲げる書類</p> <p>二 第二項第七号、第十号、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる書類及び図面</p> <p>三 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図</p> <p>四 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第二項第十二号に掲げる書類及び図面</p> <p>五 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>六 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>七 前条第一項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書</p> <p>八 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>6 条例第十一条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）</p> <p>二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p> <p>三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p> <p>四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>五 特定事業の期間</p> <p>7 第二項第十二号及び第五項第四号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>一 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ</p>

新

れ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

一 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

二 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

一部改正〔平成二三年規則一八号・一五年一一八号・一七年二五号・二四年一七号・二五年一九号〕

追加〔平成二五年規則一一八号〕

旧

れ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

一 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

二 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

一部改正〔平成二三年規則一八号・一五年一一八号・一七年二五号・二四年一七号・二五年一九号〕

追加〔平成二五年規則一一八号〕

新	旧
<p>附 則 (令和五年四月二十八日規則第三十九号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。) による改正前の宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第八条第一項本文 (改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による許可を要する行為は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第四第十三号に掲げる行為とみなす。</p> <p>附 則 (令和五年 月 日規則第 号) この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和五年四月二十八日規則第三十九号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。) による改正前の宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第八条第一項本文 (改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による許可を要する行為は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第四第十三号に掲げる行為とみなす。</p>

新

別表第二（第五条第一項）

一 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

二 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

三 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面の勾配
砂、礫 砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合 その他	安全が確保される高さ 勾配
粘性土及びこれらに準ずるもの	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル（埋立て等の高さが五メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上の勾配
その他	五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が

旧

別表第二（第五条第一項）

一 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

二 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

三 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面のこう配
砂、礫 砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合 その他	安全が確保される高さ こう配
粘性土及びこれらに準ずるもの	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル（埋立て等の高さが五メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上のこう配
その他	五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が

新		旧	
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ
	一・五メートル以上の 勾配 安定計算を行い、安全が確保される勾配		一・五メートル以上の この勾配 安定計算を行い、安全が確保されるこの勾配
<p>四 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第十四条の規定にそれぞれ適合すること。</p> <p>五 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。</p> <p>六 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。</p> <p>七 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</p> <p>八 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。</p>		<p>四 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条から第十条までの規定に適合すること。</p> <p>五 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。</p> <p>六 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。</p> <p>七 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</p> <p>八 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。</p>	